

多摩市プラスチック削減方針の策定について

1 地球環境問題とプラスチック

平成 28 年 11 月に発効した「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を工業化以前と比べて +2 °C 以下に抑えるとともに、+1.5 °C 以下を目指して努力することが目標とされ、そのために 21 世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという目標が掲げられました。これを受けて、多くの国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組んでいます。

多摩市は、令和 2 年 6 月に多摩市議会と連名で「多摩市気候非常事態宣言」を宣言しました。同宣言は、地球温暖化対策及び生物多様性の保全と並び、プラスチック削減を 3 本の柱の一つとして掲げています。

プラスチックは、優れた特性を有する素材であるため、私たちの生活に広く使用されています。わが国の全廃棄物中プラスチックが占める割合は約 2 % に過ぎないと言われていますが、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す中では、プラスチックについても例外とせず利用の在り方を見直すことが求められています。また、プラスチックは、海洋汚染をもたらしており、海に面していない多摩市においても河川を通じて流出するおそれがあるため、その対策にも取り組む必要があります。

2 持続可能な資源としてのプラスチック

令和 3 年 6 月に国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）を制定しました。同法は、プラスチック使用製品の設計・製造段階から廃棄に至るライフサイクル全体を規制の対象として、さまざまな手法を用いてプラスチック使用製品の資源循環を促しています。今後はプラスチックのリサイクルに係る技術革新、リサイクルやリユースに配慮した製品設計の普及、生産者や販売事業者によるプラスチックのリサイクル開始など、これまでになかった自主的な取組が始まることが期待されます。

3 変化への対応

多摩市は、平成 30 年に改定した多摩市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用の推進、適正処理を行い、もって環境負荷の少ない循環型社会を構築する取組を進めてきました。平成 20 年以来、容器包装プラスチックはもちろん、製品プラスチックをも収集し、独自にリサイクルしてきました。しかし、このたびのプラスチック資源循環促進法の制定を一つの契機として、今後プラスチックのリサイクル方法には、これまで無かった多様な選択肢が生まれると予想されます。商品の流通にも革新が生まれ、プラスチックに依存しない消費生活が、便利さを犠牲にすることなく可能になるかもしれません。この機会をとらえて変化に的確に対応していくことが、地球温暖化対策と持続可能な社会の実現の両立のために非常に重要だと考えます。

以上の視点に立ち、多摩市におけるプラスチックに係る施策を見直し、今後の社会にとって最適なものへと転換していくため、多摩市プラスチック削減方針を以下の通り定めます。

令和 4 年 2 月 1 日

多摩市長 阿部 裕 行

多摩市プラスチック削減方針

1 基本原則

4 R + リニューアブルの推進

【説明】

私たちのプラスチック利用を持続可能なものに変革していくためには、プラスチックの利用に伴い環境中に出ていく CO2 の量をプラスマイナスゼロにするような、持続可能なプラスチック利用に変革していく必要があります。

そのためには、これまでの「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に加えて、これからは「リニューアブル」、すなわち資源投入を最小限にしてプラスチックを極限まで循環利用していくことが求められます。多摩市は、使い捨てるプラスチックの使用を減らすとともに、プラスチックの原料を再生材や再生可能資源に切り替えた上で、できる限り長期間使用し、使用後は、持続可能な形で分別回収し、循環利用を図ってまいります。

2 基本方針

- (1) プラスチックの利用の削減
- (2) プラスチックのリサイクルの推進
- (3) プラスチックの適正な分別

3 取組方針

(1) プラスチックの利用の削減

使い捨てプラスチック¹、容器包装プラスチック²、製品プラスチック³の利用を減らします。

ア 使い捨てプラスチックの利用の削減

¹ 使い捨てプラスチック：プラスチック資源循環促進法により令和4年4月以降有料化等が求められるプラスチック製品（フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー等）及びレジ袋のこと。

² 容器包装プラスチック：プラスチック製の容器又は包装であって、中身の商品を出した後に不要となるもののこと。

³ 製品プラスチック：洗面器、バケツ、風呂いす、かご、レターケース、食品密閉容器、ラップフィルム等プラスチック製の商品のこと。

市は、市民に対して、使い捨てプラスチックを受け取らないことを推奨し、こうした行動変容やライフスタイルの変革を促すための情報発信を進めます。また、事業者に対しては、使い捨てプラスチックを消費者に提供しない（減らす）ための取組を推奨し、そのための啓発、支援に取り組みます。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ 旅行にヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ等を持参する。
- ◆ クリーニング店や買い物にマイバッグを持参する。

(イ) 事業者求められる行動例

- ◆ マイバッグを持参した客に対して割引やポイント付与などの特典を付与する
- ◆ ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワー用キャップ、歯ブラシなどについて、必要の有無を確認し、有償等で提供する。
- ◆ バイオマス素材のものを提供する。

イ 容器包装プラスチックの利用の削減

ペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を推奨します。

事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、容器包装プラスチックを削減します。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ マイボトルを日常的に携帯し、上水道や給水機から給水する。
- ◆ 容器を持参して食品、洗剤等の量り売りを利用する。
- ◆ タンブラーを持参してテイクアウトのコーヒー等を購入する。
- ◆ テイクアウト料理を購入するときは紙製トレイのものを選ぶ。

(イ) 事業者求められる行動例

- ◆ マイボトルを持参した客への給水等に協力する。
- ◆ 量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換に努める。

ウ 製品プラスチックの利用の削減

製品プラスチックを長く使うことを推奨します。

プラスチック使用製品設計指針⁴の適合認定製品やリサイクルプラスチック製品の普及を進めます。また、蜜ろうラップを紹介するなどして、プラスチックを使用しない製品の普及を進めます。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ プラスチック製品を購入するときは、認定製品やリサイクルプラスチックを原料とするものを購入し、長く使うよう心掛ける。

⁴ プラスチック使用製品設計指針：プラスチック資源循環促進等のために製造事業者等が講ずべき措置（減量化、包装の簡素化、長寿命化、単一素材化等）に関し、国が定める指針のこと。

(イ) 事業者に求められる行動例

- ◆ 業務用にプラスチック製品を購入するときは、認定製品やリサイクルプラスチックを原料とするものを購入し、長く使うよう心掛ける。
- ◆ プラスチック使用製品設計指針に適合し、国が認定した製品の使用に努める。

(2) プラスチックのリサイクルの推進

容器包装プラスチック、製品プラスチックのリサイクルを進めます。

ア 容器包装プラスチックのリサイクルの推進

ペットボトルの水平リサイクル⁵を推進します。また、販売事業者がみずから市民からペットボトルを回収しリサイクルする動きを促進します。

市が収集した容器包装プラスチックは、指定法人ルート⁶でリサイクルします。また、製造事業者等による容器包装プラスチックの自主回収・リサイクルの動き及び排出事業者によるリサイクル等の動きを促進します。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ 販売事業者による使用済みペットボトルの自主回収・リサイクルが行われている場合は、これを積極的に利用する。

(イ) 事業者に求められる行動例

- ◆ ペットボトル入りの飲料を販売する事業者は、ペットボトルを極力みずからリサイクルする。
- ◆ 販売事業者及び排出事業者は、可能な場合はプラスチック製容器包装を自らリサイクルする。

イ 製品プラスチックのリサイクルの推進

市が収集した製品プラスチックは、「指定法人ルート」、「再商品化計画の認定⁷」、「独自処理」の中から多摩市に適した方法を選択し、一層のリサイクルを推進します。

製造事業者等による製品プラスチックの自主回収・リサイクルの動きを促進します。また、リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を図ります。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ 製造事業者等によるプラスチック使用製品の自主回収・リサイクルが行われている場合は、これを積極的に利用する。

(イ) 事業者に求められる行動例

⁵ 水平リサイクル：使用済みペットボトルを原料にしてペットボトルを製造すること。

⁶ 指定法人ルート：市町村が、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と契約して容器包装プラスチックや製品プラスチックのリサイクルを実施する方法。

⁷ 再商品化計画の認定：市区町村と再商品化事業者が連携して再商品化計画を作成し、国が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者がリサイクルを実施する方法。

- ◆ 業務上使用したプラスチック使用製品を廃棄する場合は、リサイクルに努める。
- ◆ 製造事業者等によるプラスチック使用製品の自主回収・リサイクルが行われる場合は、これに協力する。

(3) プラスチックの適正な分別

容器包装プラスチック、製品プラスチックの適正な分別、ポイ捨て防止（環境美化、河川を通じた海洋汚染の防止）を進めます。スマートフォンアプリなどを活用して、プラスチックの適正な分別を啓発します。

(ア) 市民に求められる行動例

- ◆ 使用済みペットボトルは、飲み残し及び異物混入をせず、ふたとラベルをはがすなどして、適正に分別排出する。
- ◆ 製品プラスチックを廃棄するときは、適正に分別排出する。小型家電製品等との分別を進め、電池等の混入を防止し、もって中間処理工程（運搬及び選別）における火災事故を防止する。
- ◆ ごみを行政収集に出すときは、ごみの散乱・飛散の防止に努める。
- ◆ プラスチックごみのポイ捨てを行わない。

(イ) 事業者求められる行動例

- ◆ 原材料又は製品としてのプラスチックを適切に保管する。
- ◆ 原材料又は製品としてのプラスチックの流通段階での環境への漏出を防止する。
- ◆ 業務上使用するプラスチックの劣化に注意し、適切に交換する。